証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、弊社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、下記の通り信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

① 対象となる証券投資信託の名称 ニッセイクオンツグロース

② 信託約款変更の理由

当該ファンドにつきましては、昨今継続的な解約に伴う資金流出により運用残高が減少しております。今後もこのような資金流出が継続した場合、信託約款で定める商品性を維持した運用の継続が困難となることが予想されます。このため、現在の運用残高状況等を勘案し、また受益者の皆様の利便性を考慮して、今後一定期間の後に信託を終了するよう信託約款を変更させていただく予定です。

③ 信託約款変更の内容

下線部は変更部分とします。

	7 77 77 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
新	旧
約 款	約 款
(信託期間)	(信託期間)
第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成	第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47
23年8月19日までとします。	条第1項、第48条第1項、第49条第1項、ま
	たは第 51 条第2項の規定による信託終了日ま
	<u>たは信託契約解約の日</u> までとします。

- ※ この信託約款変更により、当該ファンドの信託期間は「無期限」より「平成10年12月1日から平成23年8月19日まで」へと変更となる予定です。
- ④ 信託約款変更予定日および変更適用予定日

変更予定日 : 平成 22 年 8 月 20 日 変更適用予定日 : 平成 22 年 9 月 9 日

⑤ 諸手続き

この信託約款変更に異議のある受益者の方は、平成22年6月30日から平成22年7月30日までに、当ファンドの委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間中に異議のお申し出のあった受益者の方の受益権口数が、平成22年6月30日時点の受益権総口数の2分の1を超えないときは、予定通り当該信託約款の変更を平成22年8月20日付で行います。

この場合、異議のお申し出のあった受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価格(受託会社で受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日に算出した基準価額を買取価額とします。)で、当社を通じて受託会社に対し、平成22年8月20日から平成22年9月8日までの間に、当該受益権にかかる信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、上記期間(平成22年8月20日から平成22年9月8日)終了後、

平成22年9月9日をもって信託約款変更を適用する予定です。

以上

平成 22 年 6 月 30 日

東京都千代田区丸の内一丁目六番六号 ニッセイアセットマネジメント株式会社